

(案)

河南町災害時要援護者避難支援プラン

平成23年3月

河 南 町

目次

第1章 基本的な考え方	1
1. 趣旨	1
2. 位置づけ	1
3. 構成	1
4. 避難支援体制の整備方針	1
5. 推進体制	3
6. 関係機関等の役割	4
第2章 災害時要援護者情報の把握・共有、個別計画の作成	8
1. 要援護者対象者リストの作成	8
2. 災害時共助希望要援護者台帳、個別計画の作成	9
3. 災害時共助希望要援護者台帳の提供、管理	11
4. 個別計画の管理	11
5. 個別計画の変更・修正	11
6. 福祉サービス事業者等の保有する情報の活用	12
第3章 避難誘導・安否確認体制の整備	13
1. 避難支援の実施体制	13
2. 情報伝達体制の整備	14
3. 要援護者の避難支援方法等の普及	14
4. 避難支援訓練の実施	15
5. 安否確認情報の収集体制	15
第4章 避難所等における支援体制	16
1. 避難所等における要援護者支援体制	16
2. 福祉避難所	16
[用語の説明]	17
様式1号 災害時要援護者対象者リスト	19
様式2号 福祉推進・災害時共助希望要援護者台帳登録申請書(兼調査書)	20
様式3号 災害時共助希望要援護者台帳	21
様式4号 個別計画書(要援護者一人ひとりに対する避難支援・例示)	22
様式5号 誓約書(個人情報保護)	24

第1章 基本的な考え方

1. 趣 旨

災害による被害を未然に防止するためには、日頃の防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではない。

この河南町災害時要援護者避難支援プラン（以下「避難支援プラン」という。）は、災害時に支援を要する災害時要援護者（以下「要援護者」という。）（17頁「*1用語の説明」参照）の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要援護者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的とする。

2. 位置づけ

避難支援プランは、河南町地域防災計画の災害時要援護者の被災状況の把握に関する事項を具体化したものとする。

3. 構 成

避難支援プランは、要援護者の避難支援に関する「全体的な考え方の全体計画」と「要援護者一人ひとりに対する避難支援の個別計画」で構成するが、個別計画については、個々の要援護者の状況（身体的状況や居住地、災害種別等）を勘案して記述・作成することとなるため、本計画には個別計画において必要な基本情報項目を例示するのみとする。

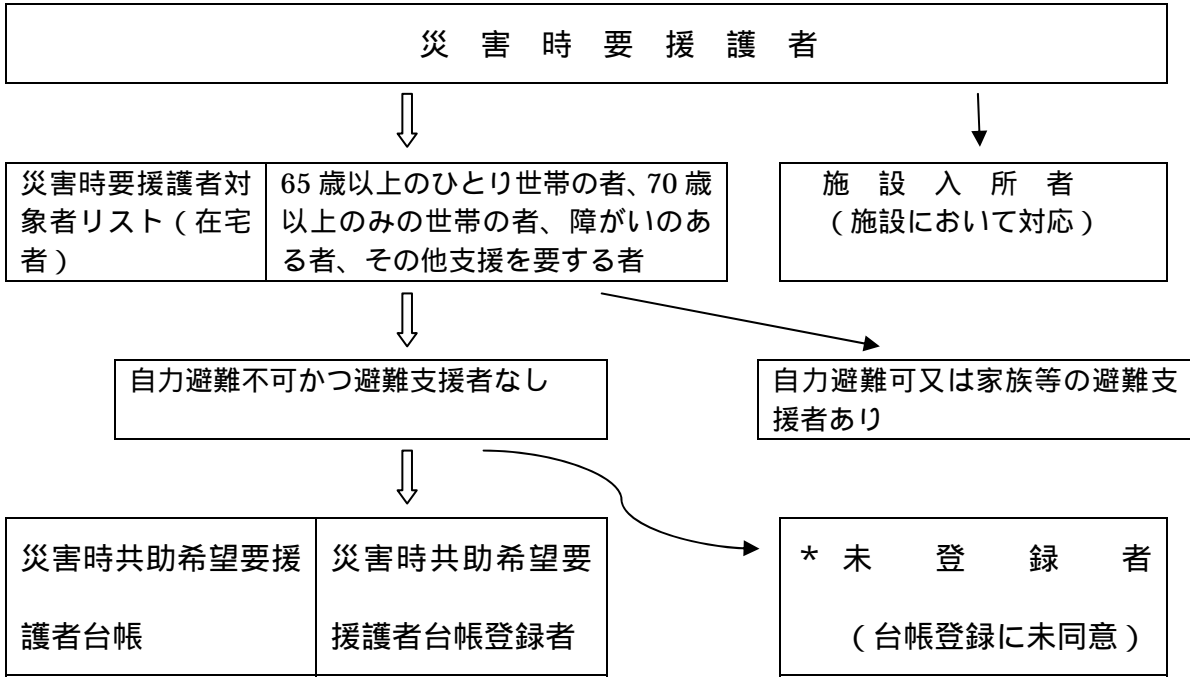
4. 避難支援体制の整備方針

(1)対象者・方針

要援護者とは、一般的には高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等をいい、その中には、医療機関への入院や施設への入所、又は家族と同居しているなど日常的に特定の人からの支援を受けられる状況にある人々も相当数含まれている。

この避難支援プランでは、家族以外の第三者の支援がなければ避難できない在宅の人々を対象として、重点的・優先的に進める。

要援護者の対象者

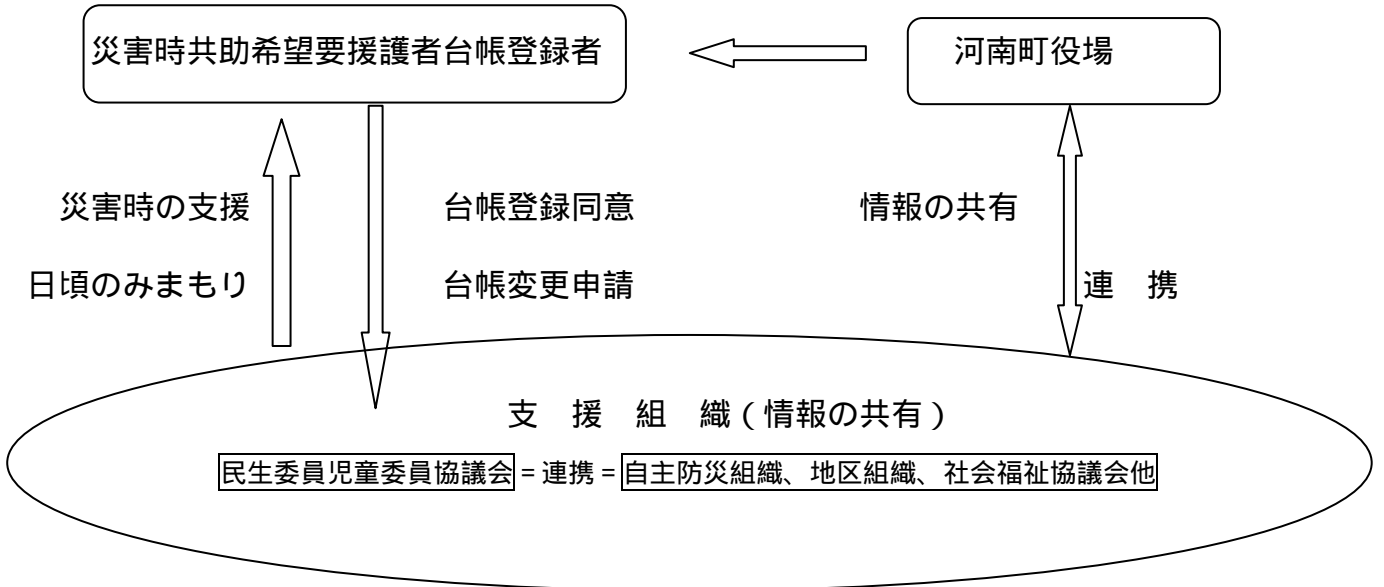


II

個別計画	個別計画の作成対象者
------	------------

* 災害時要援護者対象者リスト（在宅者）の掲載者であって、台帳登録に未同意のため、災害時共助希望要援護者台帳に登録されていない未登録者には、民生委員児童委員協議会をはじめ、町、自主防災組織、地区組織、社会福祉協議会などが登録同意について積極的に働きかける。

避難支援体制



(2) 対象災害・地域

避難支援プランは、風水害、地震等全ての災害を対象とし、対象地域は、町全域とする。

5 . 推進体制

町は、要援護者の避難支援業務を的確に実施するため、町地域防災計画の災害対策本部組織編成表に基づき設置する救助部（住民部、健康福祉部）に災害時要援護者支援班（以下「要援護者支援班」という。）（ 2用語の説明）を置く。

要援護者支援班は、平常時から関係機関と連携し、要援護者の避難支援対策を推進する。

要援護者支援班

【位置付け】

平常時は、住民部、健康福祉部及び危機管理室による横断的なプロジェクト・チーム。

災害時は、町災害対策本部の救助部内に設置する。

【構成】

平常時は、班長（福祉担当課長）、班員（住民部担当者、健康福祉部担当者）に加え危機管理室担当で構成するが、避難支援体制の整備推進に当たっては、民生委員児童委員協議会、自主防災組織、地区組織、社会福祉協議会等の関係者の参加を得ながら進める。

災害時は、基本的に住民部と健康福祉部の部課長及び担当で構成する。

【業務】

平常時は、要援護者情報の共有化、避難支援プランの改定・策定、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施等体制の確認・点検・広報を行う。

災害時は、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所における支援者等との連携・情報共有を行う。

また、避難所に設置される要援護者支援避難所班（ 3用語の説明）＝（救護班、被災者管理班等に含まれる場合もある）との連携・情報共有、単独の避難所で対応できない場合の広域調整等を行う。

6 . 関係機関等の役割

(1) 河南町の役割

町災害対策本部総務部（総合政策部、総務部、議会事務局）の役割

災害時には、町地域防災計画に基づき災害対策本部を設置し、被災状況の把握にあたるとともに、防災関係機関との連携による被害の拡大防止対策や災害応急対策を実施する。

< 平常時 >

- ア 住民部と健康福祉部と共に要援護者支援班を設置
- イ 災害時要援護者対象者リスト（ 4 用語の説明、様式 1 号）の副本を保管
- ウ 避難準備情報等の情報伝達体制の整備
- エ 災害時共助希望要援護者台帳（ 6 用語の説明、様式 3 号）の原本を保管
- オ 災害時要援護者の個別計画（様式 4 号）の原本を保管
- カ 福祉避難所（ 7 用語の説明）の確保
- キ 要援護者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施
- ク 要援護者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発

< 災害時 >

- ア 避難準備情報等の発令・伝達
- イ 避難所の開設

町災害対策本部救助部（住民部、健康福祉部）の役割

災害時には、被災状況の把握に努めるとともに要援護者の安否確認、迅速な発見、保護に努める。また、避難所に相談窓口を設置するなど福祉ニーズの把握に努め、継続的な福祉サービスに努める。

< 平常時 >

- ア 危機管理室と共に要援護者支援班を設置
- イ 災害時要援護者対象者リストの作成、変更・修正、原本を保管
- ウ 高齢者や障がいのある人等の要援護者に関する各種情報を防災担当部局へ提供

エ 災害時に共助による要援護を希望する者（以下「災害時共助希望要援護者」という。）

（ 5用語の説明）を民生委員児童委員協議会など関係機関と連携し把握

オ 福祉推進・災害時共助希望要援護者台帳登録申請書（兼調査書）（様式2号）を保管

カ 災害時共助希望要援護者台帳の取りまとめ、作成、共有、副本を保管

キ 災害時要援護者の個別計画の副本を保管

ク 福祉避難所の確保の協力

ケ 関係機関と連携し、要援護者の避難支援方法等の普及啓発

コ 関係機関と連携し、要援護者本人・家族・関係者に対する災害時への備えの普及啓発

<災害時>

ア 災害対策本部救助部内に要援護者支援班を設置

イ 避難・安否確認の状況把握

ウ 要援護者支援避難所班の設置並びに要援護者支援避難所班との連携した要援護者支援

エ 避難所（福祉避難所含む）の運営

オ 医療的ケア（*9用語の説明）が必要な要援護者が避難する避難所への看護師・保健師の派遣

町の施設（避難所）管理担当部局の役割

<平常時>

ア 避難所の施設管理者として、要援護者支援に関する避難所施設の物的資源等の状況確認

イ 避難所の要援護者支援に関する訓練・研修への協力

<災害時>

ア 要援護者支援に関する避難所管理上の調整

町災害対策本部消防部（水防）の役割

災害の防除、警戒、鎮圧にあたるとともに、要救助被災者の救助・救出活動などを実施し、負傷者の救急搬送などを行う。

消防本部及び消防団（水防団）は、災害の防除、警戒、鎮圧にあたるとともに、日頃の

防災活動を活かした要救助被災者の救助・救出活動などを実施する。

< 平常時 >

- ア 災害時要援護者対象者リスト、災害時共助希望要援護者台帳、災害時要援護者の個別計画の各副本を保管
- イ 要援護者の避難支援体制整備への協力

< 災害時 >

- ア 被災者の救援・救助

(2) 民生委員児童委員協議会の役割

同意方式により、共助希望要援護者へ登録申請を促進するなど、災害時共助希望要援護者台帳や個別計画作成援助の中心となる。

また、地区の災害時共助希望要援護者台帳管理者として、平常時には災害時共助希望要援護者台帳を適正に管理・調整し、災害時においては、効率的な安否確認ができるよう、必要な情報の提供を行う。

< 平常時 >

- ア 災害時共助希望要援護者台帳の取りまとめ・作成援助、副本を保管
- イ 災害時要援護者の個別計画の副本を保管
- ウ 個別計画の作成・変更・修正に関する町への協力並びに情報提供

< 災害時 >

- ア 要援護者への避難準備情報等の伝達の協力
- イ 災害時共助希望要援護者の安否確認の協力

(3) 自主防災組織、地区組織の役割

自主防災組織、地区組織は、災害時共助希望要援護者台帳の所轄する地域の名簿に基づいて次の事項を実施する。

< 平常時 >

- ア 災害時共助希望要援護者台帳の共有、管理

< 災害時 >

- ア 要援護者への避難準備情報等の適切な伝達
- イ 安否確認実施組織の設置・運営
- ウ 自主防災組織、地区組織に属する各団体に対する適切な情報伝達
- エ 災害時要援護者の避難支援と安否確認

(4) 社会福祉協議会の役割

災害ボランティアセンターを設置し、運営にあたる。

< 平常時 >

- ア 町社会福祉協議会個人情報保護規程（平成18年）を順守し、災害時共助希望要援護者台帳の共有、管理
- イ 災害時共助希望要援護者台帳、個別計画作成のための調査の協力、要援護者や関係団体等への働きかけ
- ウ 民生委員児童委員協議会及び町への協力並びに情報提供

< 災害時 >

- ア 町災害ボランティアセンターの設置・運営

(5) 社会福祉施設、福祉サービス事業者の役割

日常の活動情報をもとに利用者の安否確認活動を実施する。

< 平常時 >

- ア 通所者（在宅要援護者）の災害時共助希望要援護者台帳及び個別計画の作成協力、情報提供等
- イ 通所者（在宅要援護者）の避難支援（移動手段）への協力
- ウ 福祉避難所としての避難体制への協力

< 災害時 >

- ア 要援護者の受入
- イ 要援護者の避難支援（移動手段）への協力

第2章 災害時要援護者情報の把握・共有、個別計画の作成

1. 要援護者対象者リストの作成

町の住民担当部局と福祉担当部局は、把握している高齢者や障がいのある人等の要援護者に関する各種情報を基に災害時要援護者対象者リストを作成し、防災担当部局（危機管理室）及び消防本部と共有する。

(1) 災害時要援護者対象者リストの目的

災害時要援護者対象者リストは、以下の目的に限定し使用する。

ア 在宅の要援護者の全体把握

イ 災害時共助希望要援護者の把握調査及び個別計画作成の基礎資料

ウ 災害時の要援護者の避難支援及び安否確認

(2) 災害時要援護者対象者リストの対象者

一般に、65歳以上の高齢者や障がいのある人等の要援護者については、自力で避難が可能な人や避難支援の必要性が少ない人も相当数含まれているため、町は被災リスクの高い要援護者の支援体制を重点的・優先的に進めることとし、以下に規定する在宅の要援護者を対象として災害時要援護者対象者リストを作成する。

	対 象 者	担 当
ア	要介護3以上の判定を受けている者（18頁「注1」参照）	福祉担当
イ	身体障害者障害手帳の1級、2級の交付を受けている者 ただし、 体幹機能障害は3級、移動機能障害は3級、4級を含む（注2）	同 上
ウ	療育手帳制度のA判定の者（注3）	同 上
エ	精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている者（注4）	同 上
オ	高齢者（65歳以上）のひとり暮らしの者	住民担当・福祉担当
カ	高齢者（70歳以上）のみの世帯の者	住民担当・福祉担当
キ	上記の他、自力での避難が困難で援護を希望する者	福祉担当 他

(3) 情報収集方法

町は、町個人情報保護条例(平成12年条例第35号)第8条第1項第1号に規定する個人情報取扱事務の利用及び提供の制限の例外規定「同一実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、個人情報を利用し、又は提供することが当該実施機関の所掌事務の遂行

に必要かつ不可欠のものであり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。」に基づき、住民担当部局及び福祉担当部局において把握している情報を要援護者対象者リスト作成のために内部利用する。

(4) 収集する内容

災害時要援護者対象者リストは、以下の情報を記載するものとし、様式1号のとおりとする。

ア 氏名

イ 性別

ウ 生年月日又は年齢

エ 要援護者対象区分

オ 住所

カ 避難所

キ 上記の他様式1号に定めたもの

(5) 災害時要援護者対象者リストの管理・更新

町職員は守秘義務を厳守し、施錠付きの保管庫に災害時要援護者対象者リストを保管するなど適正な情報管理を徹底する。また、毎年災害時要援護者対象者リストの更新を行う。

2. 災害時共助希望要援護者台帳、個別計画の作成

町の住民担当部局及び福祉担当部局は、民生委員児童委員協議会の協力を得ながら、災害時共助希望要援護者台帳（要援護者名簿）、個別計画（基本情報項目票）を作成する。

なお、福祉推進・災害時共助希望要援護者台帳登録申請書（調査書）に本人が記載できない場合は、家族等の意思の確認により家族又は民生委員児童委員等が代筆できるものとする。

(1) 災害時共助希望要援護者台帳の目的

災害時共助希望要援護者台帳（要援護者名簿）は、以下の目的に限定し使用する。

ア 災害時の災害時共助希望要援護者の避難支援及び安否確認

(2) 災害時共助希望要援護者台帳、個別計画の作成方法

これまで災害時の要援護者の避難支援体制づくりに取り組んできた民生委員児童委員協議会の協力を得て、手上げ方式並びに同意方式により共助を希望する者の申請（福祉推進・災害時共助希望要援護者台帳登録申請書（兼調査書））に基づき、災害時共助希望要援護者台帳（要援護者名簿）及び個別計画（基本情報項目票）を作成する。

(3) 災害時共助希望要援護者台帳の内容

災害時共助希望要援護者台帳は、以下の範囲内での情報を記載するものとし、様式 3 号のとおりとする。

ア 氏名

イ 性別

ウ 生年月日又は年齢

エ 要援護者対象区分

オ 住所

カ 上記の他様式 3 号に定めたもの

(4) 個別計画の内容

個別計画（基本情報項目票）は、以下の情報等を記載し、様式 4 号を例示する。

ア 氏名

イ 住所

ウ 血液型

エ 緊急連絡先及び避難支援者の氏名

オ かかりつけの病院

カ 特殊な医薬品、補装具などの有無及び入手先

キ 避難所で考慮して欲しいこと（服用薬、必要な医療ケア、情報伝達方法など）

ク 上記の他様式 4 号に定めたもの等

3．災害時共助希望要援護者台帳の提供、管理

(1) 災害時共助希望要援護者台帳の提供先

災害時共助希望要援護者台帳（要援護者名簿）は、避難支援体制を整備するため、福祉推進・災害時共助希望要援護者台帳登録申請書（兼調査書）における同意（町個人情報保護条例第8条第1項第1号の規定）に基づき民生委員児童委員協議会、自主防災組織、地区組織、社会福祉協議会に提供し共有する。

(2) 災害時共助希望要援護者台帳の適正管理

災害時共助希望要援護者台帳（要援護者名簿）の原本は町防災部局が保管し、副本は、町関係部局が保管する。

災害時共助希望要援護者台帳の提供を受ける側は、個人情報の保護対策が不可欠であるため、町職員、民生委員児童委員、社会福祉協議会は法令等に基づく守秘義務を厳守するとともに、災害時共助希望要援護者台帳を保管する自主防災組織、地区組織は取り扱う者を予め決め、個人情報保護について誓約書（様式5号）を提出し、守秘義務の遵守に努めるものとする。また、情報共有者は、災害時共助希望要援護者台帳を保管する場合は施錠付きの保管庫に保管するなど、情報の適正管理を徹底する。

(3) 災害時共助希望要援護者台帳の更新

毎年、災害時共助希望要援護者台帳の原本の更新を行い、台帳の提供先の副本も更新する。

4．個別計画の管理

(1) 個別計画の適正管理

個別計画の原本は町防災担当部局が保管する。個別計画の原本及び副本の保管にあたっては、施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

5．個別計画の変更・修正

町の住民担当部局及び福祉担当部局は、民生委員児童委員協議会並びに関係機関の協力を得て、少なくとも毎年1度、個別計画の内容について本人に確認する。内容に変更があ

る場合、町防災担当部局は、保有する個別計画を修正する。

6. 福祉サービス事業者等の保有する情報の活用

町の住民担当部局及び福祉担当部局は、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等の保有する要援護者の居住状況等の情報を基に個別計画の変更・修正の取りまとめを行う。

災害時援護者対象者リスト、災害時共助希望要援護者台帳、個別計画の共有（平常時）

区 分		町			民生委員児童委員協議会	自主防災組織、地区組織	社会福祉協議会	社会福祉施設、福祉サービス事業者
		福祉担当部局、住民担当部局	防災担当部局（危機管理室）	消防（水防）部局				
要援護者対象リスト	共有				×	×	×	×
共助希望要援護者台帳	共有							×
個別計画（基本情報項目票）	共有					×	×	*

凡例： = 原本 = 共有 × = 共有なし

* 社会福祉施設、福祉サービス事業者においては、受け入れ予定者分のみの共有

第3章 避難誘導・安否確認体制の整備

1. 避難支援の実施体制

(1) 河南町における避難支援体制

町は、要援護者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等、町の体制を整備する。

また、町は、災害時に、要援護者支援班を中心に、防災情報等に基づき、早い段階で要援護者に対する避難支援体制を整えるとともに、避難が必要な段階に要援護者が避難支援を受けられない場合に備えて、同支援班の中に、要援護者避難支援窓口を設置し、避難支援要請等に対応する。

(2) 地域における避難支援体制

民生委員児童委員協議会、自主防災組織、地区組織及び社会福祉協議会は、災害発生時に、災害時共助希望要援護者台帳により避難支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できないときは、要援護者支援班へ連絡することとする。

町、消防団、自主防災組織、地区組織等は、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深め、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。

なお、災害時共助希望要援護者の居宅の家屋が倒壊している等、自主防災組織、地区組織等が対応できない場合は、要援護者支援班へ連絡し、救出救助を求めるものとする。

(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、町から提供される防災情報等に基づき、平常時より、災害時共助希望要援護者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、避難準備情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとする。

(4) ボランティア等との連携

社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを開設し、避難支援におけるボランティア等との連携に努めるとともに、特に、被災現場での支援活動経験のあるボランティア等との連携に配慮する。

2. 情報伝達体制の整備

(1) 要援護者への情報伝達

町は、防災行政無線のほか、衛星携帯電話、FAX、電子メール、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、要援護者へ避難準備情報等の防災情報を提供する。特に、聴覚障がい者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービス（8用語の説明）の活用を推進する。

また、発令された避難準備情報等が要援護者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

< 情報伝達手段 >

ア 防災行政無線の活用

イ 衛星携帯電話の活用

ウ FAXの活用

エ 電子（携帯電話・パソコン）メール（災害情報配信サービス）の活用

オ 放送事業者への情報提供

カ 広報車・消防団等による広報

(2) 避難支援を行う自主防災組織、地区組織等への情報伝達

町は、様々な情報伝達手段を使って避難支援を行う自主防災組織、地区組織等へ避難準備情報等の防災情報を伝達する。

(3) 避難支援関係機関への情報伝達

町は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が要援護者支援体制を速やかに整えられるよう避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、要援護者支援体制の確保に努める。

3. 要援護者の避難支援方法等の普及

町は、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、地域住民、自主防災組織、地区組織等に対し、要援護者情報の収集・共有や要援護者支援プランの必要性、管理方法、要援護者の状況に配慮した避難支援方法等

について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図る。

4．避難支援訓練の実施

町は、要援護者の避難支援に係る機関と協力・連携し、町防災訓練等において要援護者の避難支援訓練を実施する。

5．安否確認情報の収集体制

(1) 要援護者の安否情報の収集

安否情報の収集については、避難所において実施するが、親戚宅や知人宅に避難し、避難所に避難しない要援護者も想定されることから、避難所においてだけでは安否情報の収集は難しいと考えられるため、町は、要援護者支援班による安否情報収集窓口を設置し、要援護者の安否情報を収集する。

(2) 避難支援を行う自主防災組織、地区組織等からの報告

避難支援を行う自主防災組織、地区組織等は、災害時共助希望要援護者を避難先へ移送した場合や災害時共助希望要援護者の親戚宅等への避難情報を得た場合等は、要援護者支援避難所班又は安否情報収集窓口へ報告するものとする。

第4章 避難所等における支援体制

1. 避難所等における要援護者支援体制

(1) 開設の周知

町は、防災情報に基づき、早期に避難所の開設を行う。開設にあたっては、様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

(2) 要援護者支援避難所班との連携

町は、要援護者支援班が中心となり、自主防災組織、地区組織等の協力により各避難所に設置される要援護者支援避難所班と連携し、避難所において必要となる要援護者支援に関する相談や要援護者のニーズ等に対し、連携して支援を実施する。

(3) 支援体制

町要援護者支援班は、平常時から、自主防災組織、地区組織や福祉関係者の協力を得て、各避難所において要援護者支援避難所班に従事する者の確保に努めるとともに、施設管理者、自主防災組織、地区組織、福祉関係者等と協働して、施設の状況、要援護者に配慮した利用方法等について確認し、改善に努める。

(4) 優先的支援の実施

要援護者支援避難所班は、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、障害の種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要援護者について優先的に対応するものとする。

2. 福祉避難所

(1) 福祉避難所の確保

町は、通常の避難所では避難生活が困難な要援護者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、要援護者の利用に適した社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。

また、災害時共助希望要援護者台帳や個別計画の作成を通じ、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

(2) 設置・運営等

町は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等を行う。

〔用語の説明〕

* 1 災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。

* 2 災害時要援護者支援班

災害時要援護者の支援のため、町に設置する部局横断的な対策班。平常時は、住民担当部局と福祉担当部局の横断的なプロジェクト・チームであり、災害時要援護者支援体制の整備などの検討、調整、訓練の企画を行い、災害時は、災害対策本部の中の救助部門に設置し、災害時要援護者の避難や避難後の支援などの業務を行う。

* 3 要援護者支援避難所班

避難所における災害時要援護者のニーズの把握や支援を検討するため、各避難所に設置される活動班の一つで、要援護者用窓口の設置や要援護者の避難状況の把握、要援護者の状況・ニーズの把握等を行う。= 避難所に設置される活動班の「救護班」や「被災者管理班」等に含まれる場合がある。

* 4 災害時要援護者対象者リスト

災害時要援護者避難支援計画作成の基本となる要援護者の情報で、福祉担当部局が、自ら把握している高齢者、障害のある人等の災害時要援護者に関する各種情報をもとに、自力避難が困難と考えられる一定程度の人について作成するリスト。

* 5 災害時共助希望要援護者

災害時要援護者避難支援プランで定めた要援護者の中で、手上げ方式並びに同意方式より災害時に共助による避難支援を希望した者。

* 6 災害時共助希望要援護者台帳（要援護者名簿）

災害時共助希望要援護者を記載した台帳。災害時は共助により避難支援を行うため、災害時共助希望要援護者は平常時より自主防災組織、地区組織、民生児童委員に情報提供を行う。

* 7 福祉避難所

通常の避難所では避難生活が困難な要援護者のための避難所として、施設がバリアフリー化され

ている等、要援護者の利用に適した避難所。

* 8 電子（携帯電話・パソコン）メール機能による災害情報配信サービス

地域向けメール配信システム「河南町安全・安心メール」を利用し、要援護者に避難準備情報等を電子（携帯電話・パソコン）メールで配信するサービス。

* 9 医療的ケア

この計画においては、たん吸引や経管栄養の管理など、医師や看護師等の有資格者でなければ処置ができないことを想定する。

注 1

介護保険法（平成 9 年法律第123号）に規定する要介護認定において、要介護 3 以上の判定を受けている者

注 2

身体障害福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表による者

注 3

「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日厚生省児童家庭局通知)に規定する程度区分のうち A の判定を受けている者

注 4

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の 1 級の交付を受けている者

様式1号

河南町災害時要援護者対象者リスト

(平成 年 月 日現在のデータを使用)

番号	氏名	性別	生年月日	年齢	区分、要 介護度、 身障等級 他	加入地 区名又 は地区 未加入 の別	住所	避難所	電話番号	名簿 登録 同意 有無	個別 計画	避難 確認

上記表中、「区分、要介護度、身障等級他」の記載表示

- ア・・・要介護認定において要介護3以上の方
- イ・・・身体障がい者手帳1・2級の方(体幹機能障害については3級、移動機能障害については3級、4級を含める)
- ウ・・・療育手帳Aの方
- エ・・・精神障がい者保健福祉手帳1級の方
- オ・・・医療費助成を受けている難病の方
- カ・・・65歳以上のひとり暮らしの方
- キ・・・70歳以上のみの複数人世帯の方
- ク・・・その他

河南町福祉推進・災害時共助希望要援護者台帳登録申請書(兼調査書)

私が届け出た下記「情報」を福祉の推進並びに災害時の支援体制づくりのため、平時より町の住民部局・福祉部局・防災部局・消防部局、民生委員児童委員協議会、自主防災組織、地区組織、社会福祉協議会が情報を共有するとともに災害時には警察等支援のために関係する機関・組織に情報提供することを承諾します。

平成 年 月 日

河南町長 様

自書

一人暮らし高齢者

自書

高齢者夫婦等

要援護者

代筆

住所	河南町			電話番号					
				携帯番号					
対象者名	1	氏名	性別	年齢	援護	健康状態	不自由な所	介護認定	
			男・女	歳	要・不	普通 病弱	手・足・目 他()	有・無	
	2	氏名	性別	年齢	援護	健康状態	不自由な所	介護認定	
			男・女	歳	要・不	普通 病弱	手・足・目 他()	有・無	
	3	氏名	性別	年齢	援護	健康状態	不自由な所	介護認定	
			男・女	歳	要・不	普通 病弱	手・足・目 他()	有・無	
	家族の支援可能者人数				人				

緊急時連絡先

住所氏名				電話番号				
			続柄	携帯番号				

本人・家族の要望事項

民児委員の意見 (寝) (認) (妊) (乳) (昼) (障)

地区名		担当民生委員名	
-----	--	---------	--

様式 3 号

河南町災害時共助希望要援護者台帳

(平成 年 月 日作成)

番号	氏名	性別	生年月日	年齢	区分、要介護度、身障等級他	加入地区名、又は地区未加入の別	住所	電話番号	備考

上記表中、「区分、要介護度、身障等級他」の記載表示

- ア・・・要介護認定において要介護 3 以上の方
- イ・・・身体障がい者手帳 1・2 級の方（体幹機能障害については 3 級、移動機能障害については 3 級、4 級を含める）
- ウ・・・療育手帳 A の方
- エ・・・精神障がい者保健福祉手帳 1 級の方
- オ・・・医療費助成を受けている難病の方
- カ・・・65 歳以上のひとり暮らしの方
- キ・・・70 歳以上のみの複数人世帯の方
- ク・・・その他

個別計画書

この情報は、地域には開示しません。平常時は、町で管理し民生委員児童委員協議会と共有します。この個別計画は、災害時の避難及び避難所での生活の支援を円滑に進めるためにお聞きする項目です。

(差し障りのない範囲で記入。)

基本情報項目票 [医療的ケア 必要 有・無]

写真 (3cm×4cm) できるだけ、写真をお 貼りください	介護認定	要支援	1・2	要介護	1・2・3・4・5
		状態	虚弱・寝たきり・認知症・その他()		
	身体障害	肢体・内臓疾患・視覚・聴覚			
		1・2・3・4・5・6			
	精神障害	1・2・3			
	療育	A・B1・B2			
他	特定疾患 (有・無)		その他		
氏名			性別	男・女	生年月日 年 月 日
住所	河南町			電話番号	
血液型	A B O AB	Rh式(+・-)		F A X	
同居家族	人		家族構成()		
避難場所	指定避難場所 (一時避難)			指定避難所	
	家族との待ち合わせ場所				
緊急連絡先及び避難支援者の氏名					
氏名・名称	避難支援者は 印	住所		電話番号	本人との 関係
				(自宅) (携帯)	
				(自宅) (携帯)	
				(自宅) (携帯)	
かかりつけ医					
病院・医院名	診療科	主治医		住所	電話番号
担当ケアマネージャー	ケアマネ氏名	事業所名			連絡先

*裏面も記入。

特記事項・必要な対応		
発作	無・有	状態(全体発作・部分発作) 対応(病院連絡・見守り)
持病	無・有	病名
		症状
アレルギー	無・有	アレルギー
		注意点
内服薬 病院や薬局が発行した薬剤情報を添付していただいても構いません。(入手先も記載)	()	注意点： 入手先
	()	注意点： 入手先
	()	注意点： 入手先
補装具等 人工呼吸器等を含む	有・無 種類	入手先
移動	1人でできる・介助が必要 補助具使用(杖・歩行器・リフト・車椅子)	
	注意点：	
食事	1人でできる・介助が必要(全介助・一部介助)	
	食事形態：普通食・きざみ食・とろみ食・ミキサー食・経管栄養	
	注意点：	
排泄	1人でできる・介助が必要	
	和式便器で可・洋式便器が要・障害者トイレが要・オムツ使用	
	注意点：	
着替え	1人でできる・介助が必要	
	注意点：	
入浴	1人でできる・介助が必要	
	注意点：	
意思伝達	話し言葉・手話・筆談・その他()	
	注意点：	
その他		

さし障りのない範囲で記入してください。有難うございました。

河南町長 様

誓約書

災害時共助希望要援護者台帳は、災害時の避難支援に役立てるため、記載事項の適正な取扱いを確保し、厳重に管理を行うとともに、下記事項を遵守し、その利用を災害時の要援護者の支援の目的のみに使用することを誓約します。また、その職を退いた後も同様、その情報を一切漏らしません。

記

- 1 災害時要援護者の情報は、第三者への漏洩防止のため、責任を持って保管場所(施錠可能なところ)を定め保管すること。
- 2 不特定多数の人が開閉可能な場所を保管場所として定めないこと。
- 3 災害時要援護者の情報については、複写、複製、書き取りを一切しないこと。また、パソコンその他の情報機器への入力を一切しないこと。

住所 _____

氏名 _____

住所 _____

氏名 _____

住所 _____

氏名 _____

住所 _____

氏名 _____

災害時共助希望要援護者台帳を取り扱う方が署名・押印してください。